

平成30年4月

特殊車両通行許可申請をされる方へ

大阪市建設局総務部路政課

特殊車両通行許可申請の標準処理期間を変更します。

特殊車両通行許可申請の本市標準処理期間について、近年、申請件数が大幅に増加しており、適正な審査に時間を要することから、下記のとおり変更いたしました。

申請者の皆様には、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 変更内容

標準処理期間	変更前	現行（変更後）
新規・変更・更新	4週間 （但し、他の道路管理者への協議が必要な場合は、協議に要する日数を加えるものとします。）	6週間 （但し、他の道路管理者への協議が必要な場合は、協議に要する日数を加えるものとします。）

2. 実施日 平成30年4月18日受付分より